カードローン

2020年３月１日現在

商　品　名 （愛　称）	カードローンきゃっする

ご　利　用 いただけ る方	１．満20歳以上65歳以下で、安定継続した収入のある方(パート･アルバイトも可、年金収入のみの方は不可) ２．専業主婦の場合は、配偶者が年齢満69歳以下で安定した収入があること ３．信金ギャランティ株式会社の保証を受けられる方 ４．当金庫の会員となれる方 ①当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方
お使いみち	ご自由（ただし事業資金にはご利用できません。）
お申込極度額	50万円以上900万円以下（10万円単位）※専業主婦の方は、50万円までとします。
ご利用限度額	保証会社の審査結果（保証可能額）により利用限度額が決定します。 10万円～900万円までの10万円刻み。お借入期間中、ご契約者の信用状態により、ご利用限度額を増減させていただく場合があります。（0円になることもあります。）
ご契約極度額	利用限度額により契約極度額が決定します。 利用限度額 ／ 契約極度額 10万円～50万円 ／ 50万円 60万円～900万円（10万円刻み） ／ 60万円～900万円（10万円刻み） ※お借入期間中に当初のご契約極度額の範囲内で実際にお借入できる利用限度額が増減する場合があります。利用限度額変更後に、書面にてご連絡いたします。
ご利用期間	１．３年（自動更新）となります。 ２．満66歳の誕生日以降は、ご返済だけのお取引となります。
ご融資利率	ご契約極度額により次の利率となります。（2019年５月現在） 契約極度額50万円 ／ 年14.5%（保証料含む） 契約極度額　50万円超100万円以下 ／ 年14.0%（保証料含む） 契約極度額110万円超200万円以下 ／ 年12.0%（保証料含む） 契約極度額210万円超300万円以下 ／ 年　9.8%（保証料含む） 契約極度額310万円超400万円以下 ／ 年　7.8%（保証料含む） 契約極度額410万円超500万円以下 ／ 年　5.9%（保証料含む） 契約極度額510万円超700万円以下 ／ 年　4.9%（保証料含む） 契約極度額710万円超900万円以下 ／ 年　3.9%（保証料含む）
お利息計算方法	前月10日より当月９日までの１ヵ月間の貸越利息を算出します。
ご返済方法	１．返済金額は約定返済日の前日の貸越元金残高に応じて次の通りです。 約定返済日の貸越元金残高 ／ ご返済金額 ／ 約定返済日の貸越元金残高 ／ ご返済金額 30万円以下 ／ 5,000円 ／ 200万円超300万円以下 ／ 40,000円 30万円超50万円以下 ／ 10,000円 ／ 300万円超500万円以下 ／ 50,000円 50万円超70万円以下 ／ 15,000円 ／ 500万円超700万円以下 ／ 60,000円 70万円超100万円以下 ／ 20,000円 ／ 700万円超900万円以下 ／ 70,000円 100万円超200万円以下 ／ 30,000円 ２．毎月ご返済日10日（休日の場合は翌営業日） ３．ATM・窓口で、任意ご返済も可能です。
保証人・担保	信金ギャランティ株式会社が保証しますので必要ありません。

敦賀信用金庫

カードローン

2020年３月１日現在

商　品　名 （愛　称）	カードローンきゃっする

保　　証　　料	ご融資利率に含まれます。
手　　数　　料	新規カード発行手数料は無料です。
ご用意いただくもの	１．ご本人確認書類･･･運転免許証・パスポート・マイナンバーカード（表のみ）等の写真付公的本人確認書類 ２．普通預金お取引印鑑が必要です。 ３．申込極度額が500万円を超える場合、申込時に所得証明書（写）が必要となります。
苦情処理措置	本商品の問い合わせ等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（９時～１７時、電話：０７７０―２２－９４３１）、苦情等は、営業店または総務部（９時～１７時、電話：０７７０－２２－９４３０）にお申し出ください。
紛争解決措置	福井弁護士会（電話：0776－23－5255）、金沢弁護士会（電話：076－221－0242）、富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
そ　の　他	１．お申込みに際しましては、当金庫および信金ギャランティ株式会社が審査をさせていただきます。その審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ２．カードローンは、当金庫および他の信用金庫、銀行、信用組合、農協、労働金庫等提携金融機関のATM（現金自動預入支払機）でご利用できます。

敦賀信用金庫